

盛土を規制する全国一律の法整備を求める意見書

本年7月、静岡県熱海市で盛土の崩落を原因とした大規模な土石流が発生し、26人もの犠牲者が生じました。

現在、宅地造成や廃棄物埋立てのための盛土は、法律で安全対策が義務づけられています。ビル建設工事等に伴い発生する建設発生土による盛土については、規制する法律がありません。独自の条例を制定している地方自治体もありますが、建設発生土を排出する建設業者や運搬業者を処罰する強い規制力はなく、また、規制の緩い自治体も少なくないため、建設発生土を規制の厳しい地域から緩い地域へ運搬し、盛土を造成する悪質業者がいることも指摘されています。

これまでも、盛土による土砂崩れ等が全国で後を絶たず、強い規制を求める声が上がっています。近畿ブロック知事会は、昨年3月、「全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠」と提言しました。また、関東地方知事会も、昨年、建設発生土について、「県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない」として、法整備を要望しました。

国は、盛土の総点検を開始しましたが、危険な盛土を洗い出して直ちに適正処理に向けた対策を取るとともに、厳しく規制できる仕組みづくりが急務です。

よって、国会及び政府は、盛土を規制するために全国一律の法整備を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月22日

枚方市議会議長 有山正信

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

国土交通大臣